

# 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

## 事業名【新】看護補助者処遇改善事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 看護係 電話番号：058-272-1111(内3275)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 76,100 千円 (前年度予算額： 0 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	76,100	76,100	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

厚生労働省令和5年度補正予算において、医療分野では他の産業に比べ、賃上げが追いついていない現状を踏まえて、緊急の対応として、他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行う。

### (2) 事業内容

病院及び有床診療所に勤務する看護補助者に対して賃金改善を行う対象医療機関へ、当該賃金改善に係る経費を補助金として交付する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

国10/10(厚生労働省令和5年度補正予算)

### (4) 類似事業の有無

看護職員等処遇改善事業費補助金(令和4年度)

### 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	76,100	看護補助者の賃上げに係る経費に対する補助金
合計	76,100	

#### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 各種計画での位置づけ

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）

第二章 経済再生に向けた具体的施策

第二節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

#### (2) 国・他県の状況

厚生労働省令和5年度補正予算に基づき、他県も実施する。

#### (3) 後年度の財政負担

緊急の対応であるため、後年度は実施しない。

#### (4) 事業主体及びその妥当性

国の新規施策として、各都道府県が実施主体となり、各医療機関へ補助金を交付することとされている。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

看護補助者の賃上げに係る経費について、医療機関に対し補助金を交付することで、持続的な賃上げ効果を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率

### ○指標を設定することができない場合の理由

単年度事業であること及び医療機関の賃金改善計画に基づく経費に対する補助であるため。

### （これまでの取組内容と成果）

令和3年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和4年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・ <b>事業の必要性</b> (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)  <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>医療分野が他の産業に比べ、賃上げが追いついていない現状を踏まえ、緊急の対応として、他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善が必要である。</p>
<p>・ <b>事業の有効性</b> (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)  <small>3：期待以上の成果あり                  2：期待どおりの成果あり                  1：期待どおりの成果が得られていない                  0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価)	
<p>・ <b>事業の効率性</b> (事業の実施方法の効率化は図られているか)  <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>国の要綱に基づき事業を実施するため、事業の効率性は図られている。</p>

### (今後の課題)

<p>・ <b>事業が直面する課題や改善が必要な事項</b>                  各医療機関において賃上げが継続されるために、診療報酬対応となる令和6年6月までは補助金を交付する必要がある。</p>
--

### (次年度の方向性)

<p>・ <b>継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b>                  令和6年6月以降は、診療報酬対応となるため、事業の継続は必要ない。</p>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など</p>	